

岩瀬日本大学高等学校における学費等補助制度

本校における学費補助制度は、次のものがあります。

- ①就学支援金（国の助成）
- ②入学金軽減事業（茨城県の助成）
- ③高等学校等奨学給付金（国及び保護者居住県の助成）
- ④学費援助等奨学金（本校独自の助成）

なお、これらの補助制度はすべて給付型となるため、返済の必要はありません。

また、国及び県が助成に関わっている制度は、他の私立高校（一部は県立高校）へ進学した場合でも受けることができる制度です。（本校独自の制度ではありません。）

①就学支援金

高等学校等就学支援金は、高校等に通う生徒等に対し、授業料の一部又は全部を支援する制度です。

令和 2 年 4 月から、年収 590 万円程度未満世帯を対象として、就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げられ、これまで以上に支援が充実されました。本校においては、授業料全額の月額 33,000 円（年額 396,000 円）を就学支援金で受給できることとなり、**実質負担 0 円**となります。なお、年収 910 万円程度未満世帯に対しては、これまでどおり月額 9,900 円（年額 118,800 円）が支給されます。年収 910 万円程度以上の世帯は所得制限となり、国公私立高校ともに就学支援金を受給できません。

なお、令和 5 年 4 月から家計急変制度が開始され、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合には、その月から支援を受けることができるようになりました。

②入学金軽減制度

入学金軽減制度は、就学支援金の加算支給対象世帯（年収 590 万円程度未満世帯）に対して、当該世帯の生徒の学校選択の幅を広め、就学機会の確保を図るための制度で、納付した入学金のうち、最大 96,000 円を補助するものです。条件に該当していれば、**茨城県外から通学の生徒でも、補助の対象となります。**

③高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金制度は、保護者全員の住民税所得割額が非課税の世帯及び生活保護世帯に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。なお、国の補助による都道府県事業のため、都道府県によって制度内容が異なります。茨城県では、世帯の家族構成に応じて年額 52,600 円から 152,000 円の給付金を交付しています。保護者の在住都道府県からの補助となります。

④学費援助等奨学金

学費援助等奨学金は、卒業生、生徒保護者及び役教職員等の寄付金等をもって設定した奨学基金を、家庭の経済状態が就学困難ならしめている事情のもとにある生徒および生徒の家庭が天災、人災などの不慮の事情に遭遇し、かつ学業継続の意思ある者に対して教育費の一部に奨学金を給付する本校独自の制度です。申請のあった生徒のうち、保護者全員の所得の合計金額が少ない順に最大年額 50,000 円の奨学金を給付しています。

※文中にある年収目安は、両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の金額であり、実際の審査は、保護者全員の課税額に基づきます。（制度によって計算方法が異なります。）

※これらの制度は、令和 6 年度実施のもの（実施予定含む）であるため、次年度以降変更・中止となる場合があります。